

これまでに提示された主な意見

(第1回～第5回合同会合)

1. 現行制度の評価

○見えないフロー

(実態把握の必要性)

- ・制度見直しに当たっては、現状の問題点とその解決策の全体像を把握した上で新しいシステムに移行すべきではないか。
- ・法律を見直すのであれば、どうして「見えないフロー」に流れているのか、どうすれば「見えるところ」に出てくるのか、検討する必要があるのではないかな。
- ・制度変更の効果を定量的・客観的に政策評価するためには、「見えないフロー」の実態把握が必要ではないか。
- ・「見えないフロー」の実態が完全には把握できていないとしても、制度改善をしていくべきではないか。
- ・ヒアリングや調査等を通じて、中古品市場の実態及び課題をまとめるべきではないか。

(見えないフローの評価等)

- ・回収率50%程度という数字はかなり悪いのではないかな。
- ・回収率も当初の30%から高くなってきており、よくできた制度ではないか。
- ・無料回収や安い処理業者へ流れるのは当然であり、家電リサイクル制度のシステムに問題があるのではないかな。
- ・5割は適正に費用を負担しているが、残りは無料回収に引き渡したり、安いところへ引き渡したりしており、不公平感があるのではないかな。
- ・不法投棄も重大な問題であるが、より重要な問題は、全体の1～2%程度の不法投棄ではなく、見えないフローの問題ではないかな。
- ・見えないフローの行方をきちんと見える形にしていくための制度改革を検討すべきではないかな。
- ・制度見直しに当たっては、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回す努力が必要ではないかな。
- ・全体的な傾向を見た上で、委員が論点を議論する資料としては評価できるのではないかな。
- ・アンケートの中には回収率の低いものもあり、精度が粗い。一定の誤差があることを認識の上で検討すべきではないかな。
- ・今後制度を見直す際には、廃家電全体の流れがきちんととらえられるシステムづくりというものが必要なのではないかな。

- ・「見えないフロー」と一括りにした中には、様々な法律の対象となるものがあるため、何が合法で何が合法でないのか、場合によっては今の法律上は合法だけれども、必ずしも適正とは言えないものがあるのかどうかについて整理すべきではないか。
- ・資源価格の上昇が、見えないフローへの流れを加速しているのではないか。資源価格の上昇の、見えないフローへの影響が限定的であるという説明はしっくり来ないため、より定量的な納得しやすい説明が必要ではないか。
- ・家電リサイクル法、廃棄物処理法、バーゼル条約及び古物営業法等、現行法制でどこまできちんとした回収スキームができるのか、現行法制の徹底運用を行うことにより、どこまで現状の問題点に対応することができるのか、整理すべきではないか。
- ・リサイクルの循環のために一番重要なことは、どれだけしっかりした回収プロセスを作れるかに尽きるのではないか。
- ・見えないフローのうち、3R政策の優先順位から見て、リサイクルよりも推進すべき部分もあるのではないかとといった基本的な点についても議論すべきではないか。
- ・見えないフローの規模は、決して小さくなく、非常に大きな規模なのではないか。
- ・見えないフローの中の、違法行為の実態把握のためには、アンケート方式ではなく、強制権限を持った規制官庁による抜き打ち検査や報告徴収等が必要ではないか。
- ・現行の家電リサイクル法の枠組みでは見えないフローの把握に限界がある。むしろ見えないフローが把握できないことについて議論すべきではないか。
- ・年間の総排出台数として推計している2,287万台は、実際の排出量と比べて過大になっているのではないか。
- ・見えないフローの調査結果は推計値であり、数字が一人歩きしないように注意すべきではないか。

（無料回収）

- ・無料で回収された廃家電はどこでどう処理されているのか。
- ・「買い子」といわれる無許可の回収業者が営業活動を行っている現状は、リサイクル先進国である日本にとって一番重要な、きちんとした回収プロセスの構築を進めていく上で問題ではないか。
- ・回収業者による引取りが相当数あるとのことだが、これに対して、廃棄物処理法の許可業者による消費者からの引取りは多くないのではないか。

（中古品輸出）

- ・国外へ輸出される分が輸出先で環境汚染を起こしている可能性があるのでは

ないか。

- ・偽装中古品として海外に輸出され、不適正に処理されている廃家電が存在するのではないか。
- ・「日本製」の表示がある廃家電が海外で不適正に処理されていること自体が問題ではないか。
- ・実感から言うと海外に出ている数字は過大評価であり、多くて2～300万台強と考えられるのではないか。
- ・リユース目的で輸出される中古品のうち、何割かは実際にはリユースできない不適正なものが入っているのではないか。

(国内の既存業者による処理)

- ・廃棄物処理法に基づく処理は、現行法上許容されているが、かなりの量が処理基準を満たしていないのではないか。実態を確認すべきではないか。
- ・ブラウン管ガラス、プリント基板の処理、フロンや断熱材フロンの回収等について、産廃業者はどのように行っているのか。
- ・家電リサイクル法以外で処理されている家電4品目の処理実態について明らかにすべきではないか。
- ・不法投棄だけに着目するのは議論を歪めることになる。むしろ、見えないフローの中で不適正な処理が行われていることが現行制度の最大の課題ではないか。
- ・産廃処理業者の処理について、冷媒フロン回収装置やP/F分割装置の有無等を確認すべきではないか。
- ・見えないフローのうち、おそらく数百万台はきちんとした施設を持たないところで不適正に処理されているが、それを一件一件チェックすることは困難であり、システム改善の中で対応すべきではないか。
- ・リサイクル券を発行せずに、リサイクル料金をとって産廃処理業者に横流しする小売業者への対策が必要ではないか。
- ・現状、資源回収については、廃棄物処理法の基準を満たさない違法処理・非常に不適切な処理を行っているものがある可能性が高く、看過すべきではないのではないか。

○メーカーの責務

- ・現行制度は、消費者、小売業者、製造業者等が家電リサイクル法上の責務を果たすことにより、平成17年度は1,162万台を適切に処理しており、世界で最も成功しているリサイクル制度といえるのではないか。
- ・拡大生産者責任、環境配慮設計の実施の観点から優れたシステムと評価するが、メーカーに物理的に戻ってくることがキーポイントであり、回収システムを強化することが必要ではないか。

- ・リサイクル工場から輸出されている金額・量はどの程度か把握すべきではないか。

○環境配慮設計の促進

- ・各メーカーの設計・製造担当者がリサイクルしやすい製品を設計する等環境配慮設計の普及に大きな成果を挙げているのではないか。
- ・家電リサイクル法のEPR上の特徴は、製造事業者が処理責任を果たしているという点であり、環境配慮設計促進に関し、容リ法や自動車リサイクル法と比べて明らかに優れており、効果が出ているのではないか。
- ・リユースを促進するという観点からも、環境配慮設計について議論すべきではないか。
- ・環境配慮設計を取り入れた製品が優先的に購入されるようなインセンティブ付けが必要ではないか。
- ・メーカーの努力によって環境配慮設計の取組は進んでいるものの、現行制度では環境配慮設計のインセンティブが十分働いていないことが問題ではないか。

○資源の有効利用

- ・再商品化されたものが、どこでどう利用されているのか不明確である。これを把握できないか。

○リサイクルに対する意識の向上・長期使用の促進等

- ・消費者のリサイクルに対する意識を向上させることができたのではないか。
- ・国民の間に製品を長く使うことの大切さ、リサイクルの重要性、世界的に日本の「もったいない」精神が浸透したのではないか。
- ・いらなくなったものをすぐ捨てずに知人に譲ったり、修理して使うことが促進されたのではないか。

○不法投棄

- ・法施行前後で不法投棄が40%増えており、対策強化が必要ではないか。
- ・環境省が平成18年11月28日に発表した数字が、全国の実態を表しているのではないか。
- ・平成12年の環境省の不法投棄のデータは、特に不法投棄の多い地域のデータを基に推計していることや、法施行前の駆け込み廃棄の影響が見込まれること等から、過大な数値となっており、実際には法施行前後で不法投棄がより急激に増加しているのではないか。
- ・不法投棄には未発見・未回収の部分があり、実際の台数はこれ以上に多いのではないか。

- ・法制定時には地域によっては膨大な不法投棄の発生を懸念したが、びっくりするほど少なく、かなりうまくいっているのではないか。
- ・不法投棄は法施行前後で大幅な増加はなく、1%程度で推移しており、近年は減少の傾向もあり、現行の排出時負担方式が不法投棄を増加させているとは考えにくいのではないか。
- ・不法投棄台数があまり増えていないという意見があるが、不法投棄が存在すること自体が問題ではないか。
- ・転売やスラッジが大半を占める産業廃棄物の4億トンと、家電の不法投棄の分母と比較することは、政策を考える上で適切な参照数字とはいえないのではないか。
- ・産業廃棄物の不法投棄は排出量の0.1%程度なのに対して、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄量が排出量の1%程度存在する意味を考えるべきではないか。
- ・現状の不法投棄台数17万台をどのように解釈するのか。そんなに増えていないのではないか。また、17万台を回収するのにどの程度の費用がかかっているのかを把握すべきではないか。
- ・不法投棄台数を抑えるために行政コストや社会コストがかかっていることを考慮すべきではないか。
- ・冷蔵庫などは谷底に不法投棄されると引き上げるのに何万円もかかることを認識すべきではないか。
- ・地方公共団体の不法投棄対策費用が施行後、3倍ないし4倍になっていることは見逃せない事実ではないか。
- ・個人が行っている不法投棄の問題とビジネスとして行われる不法投棄は全く別の問題であり、量的にも後者が大きな問題ではないか。
- ・個人が不法投棄をしており、その原因がリサイクル料金の廃棄時負担方式にあるとすれば、家電リサイクル制度が不法行為を誘発していることとなり、重大な問題ではないか。
- ・すべての不法投棄について、個人が出しているというのは非常に疑問である。事業者があえて偽装している場合も考えられるのではないか。
- ・自治体は不法投棄防止の観点から、「義務外品」に対し十分な措置をとるべきではないか。
- ・地方公共団体が収集運搬料金を無料とすれば、不法投棄の誘因は減少するのではないか。
- ・義務外品が不法投棄を増やしているのではないか。そうならば義務外品への対応が不法投棄対策の重要な切り札になり得るのではないか。義務外品に積極的に取り組んでいる自治体と、そうでない自治体を比較した場合、不法投棄の数が相当異なると考えられるため、データを公表し、精査すべきではないか。

- ・無料回収を自治体が黙認していることが不法投棄等の原因となっているのではないか。
- ・不法投棄者に対する罰則規定の整備など厳しい対応をすべきではないか。
- ・不法投棄は違法行為であり、自治体の責務としてしっかり取り締まるべきではないか。
- ・不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界等にも一定の責任を課すべきではないか。
- ・ルール違反を見逃さないことが重要であり、監視体制の整備や不法投棄情報への懸賞金などを検討すべきではないか。
- ・消費者に対し法律の趣旨等を周知することが必要ではないか。
- ・メーカーは、一般消費者が排出する際に家電リサイクル券を受け取るよう、広告等において周知する運動を行っている。一般消費者が家電リサイクル券を受け取ることが、不法投棄・見えないフローに対する抑止力となるのではないか。
- ・不法投棄防止のためのやり方として料金の取り方以外の方策についてもしっかりと議論すべきではないか。
- ・不法投棄対策として、協力金制度、電子タグの導入及び人的対応を論点に追加すべきではないか。

2. 法律の目的

- ・家電リサイクル法の目的について、稀少金属の回収や有害物質削減の視点も取り入れるべきではないか。

3. 3Rとの関係

- ・家電リサイクル制度により3Rはどのように進展したのか。
- ・リデュースの促進についても今後検討する必要があるのではないか。
- ・国際的な3Rの推進の観点から中古品輸出をどう評価すべきか。
- ・リユースの優先順位や価値を明確化すべきではないか。
- ・リユースの定義について認識を統一しておく必要があるのではないか。
- ・リサイクルよりもリユースをもっと推進すべきではないか。
- ・買い換えるよりも安く修理できるような商品設計により、廃棄物の発生を抑制すべきではないか。
- ・故障品の迅速かつ低廉な修理対応体制等家電製品の長期使用を進めるシステムを構築すべきではないか。
- ・再利用は望ましいが、安全問題について一定の基準、システムを確立すべきではないか。
- ・リユースがリサイクル料金の徴収を回避するための営業戦略として活用されないようなシステムを検討すべきではないか。

- ・リユース目的で出されたものが資源回収によりリユースされなかった場合、家電リサイクル法等の趣旨に照らしてどう考えるかについて整理する必要があるのではないか。

4. 対象品目の在り方

- ・配送品以外も対象とし、デポジット制について検討してはどうか。
- ・品目拡大については、欧州のWEEEで対象となっている品目がどのように扱われているかなど、国際的な動向との整合性など、認識を揃えて議論すべきではないか。
- ・電子レンジ、ビデオデッキ、電話機、電気ポット、電気炊飯器なども対象とすべきではないか。
- ・家電量販店の半数以上は電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセについて既に回収を行っており、これら製品を対象に追加すべきではないか。
- ・電源や乾電池を使用する全ての家電製品を対象にすべきではないか。
- ・電子レンジ、乾燥機、オイルヒーター、電動マッサージチェアなど、行政によるリサイクルは困難だが、再生利用可能な資源を含む製品を対象とすべきではないか。
- ・対象品目は拡大すべきであるが、配送を伴うものについて効率的に回収するという枠組みは維持すべきではないか。
- ・配送品とはならない小形の家電製品も、店頭回収することも想定して対象品目として検討していくべきではないか。
- ・小型製品まで対象を拡大することは、費用対効果の観点から慎重に検討すべきではないか。
- ・現行法の要件を満たす範囲内で拡大を検討すべきではないか。
- ・液晶テレビ、衣類乾燥機、電子レンジ等の大型・重量家電を追加すべきではないか。
- ・業務用の製品の扱いを明確化すべきではないか。
- ・リサイクル対象製品の区分を明確化すべきではないか。
- ・大型で重量があり、有害物質を含む廃家電も対象とすべきではないか。
- ・破損している製品の引取基準を明確にすべきではないか。
- ・一部破損した廃家電について、破損状態にかかわらず円滑に引き取るべきではないか。

5. リサイクル料金の在り方

(料金水準・透明性)

- ・リサイクル料金が安くなっていないのではないか。
- ・リサイクル料金を大幅に見直すとともに、採算状況を公表すべきではないか。
- ・資材の料金はリサイクルプラント全体の収支に直接影響を与えるわけではな

- いため、リサイクル料金は市場価格がダイレクトに反映されるシンプルな構造ではないことに留意すべきではないか。
- ・リサイクルが適正に行われているか判断できるように、リサイクル料金の内訳について消費者にもっと情報提供すべきではないか。
 - ・リサイクル料金が安いのか高いのか判断できるような、より詳細な事業分析を示す必要があるのではないか。
 - ・リサイクル料金の内訳についてリサイクルプラントへの委託料が大半を占めているが、その詳細な内訳はどうなっているのか。
 - ・A、Bグループのリサイクル料金の内訳に傾向が見られるのか把握できないか。
 - ・資源価格の高騰が、家電リサイクルルートに流れる廃家電の数量へ限定的な影響しか与えないという説明は納得しにくいのではないか。
 - ・資源価格の高騰を見込まずリサイクル価格設定をしていると思うが、資源価格の高騰がなければ、リサイクルに係るメーカーの赤字幅はより拡大していたという解釈ができるのではないか。
 - ・メーカー間でリサイクル料金がほぼ一律となっているのは問題ではないか。
 - ・リサイクル料金について、資源の価格が高騰していることも含めて検討すべきではないか。
 - ・指定引取場所以降に競争原理を働かせる方法を検討すべきではないか。
 - ・適正なリサイクルには一定の費用が必要であり、リサイクル料金は安ければよいというものではないのではないか。
 - ・廃棄時負担を維持するのであれば、リサイクル料金を同一製品内のカテゴリによって変えていけるか、透明性を図ることができるかが重要な点になるのではないか。

(料金の負担時期)

- ・必要でなくなったものにお金を払いたくないというのが人間の心情であり、システムそのものを見直すべきではないか。
- ・不法投棄防止対策として、引取り・リサイクルに係る費用を販売時に負担すべきではないか。
- ・前払い制度にすることによって不法投棄の防止と見えないフローの把握が進むのではないか。
- ・前払いにしたらず不法投棄がなくなるかということは誰にも分からないのではないか。
- ・前払いだけでは中国への流出は防げないのではないか。
- ・消費者が払いやすいシステムにするという観点から前払いにすべきではないか。
- ・施行から5年が経過し、リサイクルコストの算定に目途が立ったことは、前

払いを可能とする一つの要因ではないか。

- ・ネット販売の拡大も踏まえて現在の料金負担方法を見直すべきではないか。
- ・前払い制度にすることで消費者が製品使用後のコストを認識しないようになってしまうのではないか。
- ・消費者が有料で責任をもって処理する日本の文化を維持すべきではないか。
- ・日本国民の品格が下がっているという指摘もあり、必ずしも、日本の文化では、各主体が責任を持って対応するとは言えないのではないか。
- ・既販品への対応や製品の長期使用促進等現行制度を採用した理由との関係を整理すべきではないか。
- ・排出時負担方式は処理時点で必要な費用を回収でき、最もシンプルで公平な方式ではないか。

(収集運搬料金)

- ・収集運搬料金についても金額を統一して購入時に徴収すべきではないか。

(料金負担方式)

- ・半分程度しか法定リサイクルされず、相当数が不適正処理されている実態を改善するため、製品購入時消費者負担方式（当期充当方式）に変更すべきではないか。
- ・当期充当方式は、人口減少に伴い製品の購入数も減少し、将来的には購入数<廃棄数となり、国民年金のように不公平感が発生し、不払いや料金の高騰につながるのではないか。
- ・当期充当方式においては、新技術により商品がなくなった場合の問題をどう考えるのか。
- ・エアコンなどは、冷夏か猛暑かで売れ行きが大きく異なることから、販売台数に安定性がなく、資金の過不足が生じる蓋然性が高いことをどのように考えるか。
- ・自動車リサイクル法のリサイクル料金の決定方式は、自動車のように所有者が特定されない家電では難しいのではないか。
- ・ベストではないが、ベターな方式として現状の方式が選択されたのであり、前払い制度を導入するのであれば、現実的なシミュレーションを行うべきではないか。特に自動車のような事前登録制度がない中で、中古品として輸出されるものについてどのようにして支払った人に払い戻していくのか考えると、制度として大変難しいのではないか。

(料金負担方式変更の目的・効果等)

- ・前払いに変更することで、不法投棄や中古品輸出がなぜ減少するのか。
- ・料金負担方式については、回収率を上げる観点から検討すべきではないか。

- ・パソコンのような内部化方式にすると、リサイクルシールのない人が不法投棄するのではないか。
- ・「見えないフロー」や不法投棄が、料金の負担方式を変更することにより本当に改善されるのか、数字で確認できる方法をしっかりと検討すべきではないか。
- ・ユーザーが廃棄物の処理に関してコストの認識をしてもらい、排出抑制につながることも、家電リサイクル法の狙いではないか。

(料金の表示方法)

- ・消費者としての義務を果たせるようにするには料金を価格内部化すべきではないか。
- ・料金内部化はあらゆる問題を隠してしまうので極めて危険ではないか。
- ・リサイクル料金に関する消費者理解、適正な転嫁の観点から、料金は外部化すべきではないか。

(料金納付方式)

- ・仕入れ段階でメーカーが資金管理団体に料金を納入し、小売業者から料金相当分を回収する方式とすべきではないか。

(カテゴリー別料金)

- ・リサイクル料金は大きさによって3段階程度に区別すべきではないか。

(その他)

- ・リサイクル料金、収集運搬料金について地域間格差があまり出ないようにすべきではないか。
- ・料金負担方法については、負担された料金が安定的に管理・確保されるようなスキームを検討すべきではないか。
- ・リサイクル料金の検討の際は実際の家電販売への影響を考えねばならないのではないか。
- ・価格転嫁ができないからといって、それだけではリサイクル料金に関する制度を改正しないということにはならないのではないか。

6. 再商品化等の基準

- ・リサイクル率は目標値を上回っており、もはや目標値ではなくなっているのではないか。
- ・リサイクル率は市況により上下するため、将来のリスク要因も考慮すべきではないか。
- ・ブラウン管について、同じことをしていながら、海外に輸出すると逆有償に

なるという理由でリサイクル率が下がるというようなことがないようにすべきではないか。

- ・リサイクルの定義に品質基準を導入すべきではないか。
- ・再商品化率は基準を10%以上上回っているが、ミックスプラスチックや非鉄系ミックスメタルが適切にリサイクルされないといった課題を解決すべきではないか。
- ・静脈産業の健全な育成の観点からみると、動脈産業に比べ、技術力アップのための税制などの支援策が不十分ではないか。
- ・再商品化の質と信頼性の確保のためにフロン回収率の目標の設定が必要ではないか。

7. 効率的・効果的な収集運搬システムの整備

(収集運搬料金)

- ・値引きの対象となってしまうている収集運搬料金が適切に回収できるような仕組みを検討すべきではないか。
- ・「リサイクル料金無料」といった小売業者の広告を法律で防止できないか。
- ・収集運搬料金が500円のところもあれば、2千円、3千円のところもあり、消費者に不公平感があるのではないか。
- ・収集運搬料金の価格差は指定引取場所までの距離も影響しているのではないか。

(指定引取場所の共通化等)

- ・AグループとBグループの指定引取場所を共通化、再配置すべきではないか。
- ・指定引取場所を大幅に増設すべきではないか。
- ・量販店の大型物流施設を指定引取場所として活用すべきではないか。

(効率的な回収システムの構築)

- ・自治体のクリーンセンターのヤードをサブヤードとし、回収に協力すべきではないか。
- ・メーカーの責任で小売業者の店頭から回収することや、販売会社の空き地をサブヤードとして活用することを検討すべきではないか。
- ・回収率を上げるため、メーカーと小売が一緒に新たな回収スキームを検討すべきではないか。
- ・近くに電器店がない場合等においては、パソコンリサイクルと同様の回収ルートにしてはどうか。

(ネット販売等への対応)

- ・ネット販売等の販売形態が出現しており、対策を検討すべきではないか。

(義務外品)

- ・引取義務外品についても、小売業の業界等で円滑な引取りが可能となるような仕組みを構築すべきではないか。

(製造業者への確実な引渡し)

- ・適正なリサイクルを確保するため、小売業者に対し、リサイクル券の回付状況の確認を義務付けてはどうか。
- ・消費者から小売業者に引き渡された廃家電が確実に製造業者へ引き渡されることを担保する制度を導入すべきではないか。

(指定引取場所のサービス改善)

- ・連休の圧縮と繁忙期休日の廃家電受入れ、受入時間の延長など家電流通の実態に即した指定引取場所のサービス向上を図るべきではないか。
- ・店頭から指定引取場所まで一定料金で公平に回収できる仕組みを検討すべきではないか。

(その他)

- ・マニフェストについて、電子化するなどITを活用した合理的な仕組みにすべきではないか。
- ・中小の工事業者に対する自治体ごとの廃棄物処理法上の収集運搬業許可取得に係る負担軽減策を講じるべきではないか。
- ・小売店は引き取った対象機器を一時保管する場合には、その管理の徹底を図るべきではないか。

8. 離島対策

- ・家電リサイクル法第29条の規定に基づき、離島にも指定引取場所を設置すべきではないか。
- ・自動車リサイクル法と同様の補助制度の創設など特別の措置を講じるべきではないか。

9. 制度の普及啓発等

- ・誰に引き渡すかは排出する消費者にも責任があり、消費者の認知を高めるための方策が必要ではないか。
- ・自治体はもっと消費者啓発を行うべきではないか。
- ・事業者において、消費者に対する周知を行うべきではないか。
- ・リサイクルされた資源の活用先や、製品においてどのような環境配慮設計がなされているか等の情報提供を進めるべきではないか。

10. 国際問題

- ・近隣諸国での家電の廃棄について、D f Eなど日本の貴重な経験を発信していくことが重要ではないか。
- ・中国のE－W a s t e問題は、中国の資源を吸い込む力が大きいことが原因であり、中国への廃家電輸出の流れは前払いになったからといって止まらないので、規制するしかないのではないか。
- ・有害廃棄物の無許可輸出はバーゼル法違反であり、必要な措置をとるべきではないか。
- ・国際的な物品コード（HSコード）の細分化等、中古家電やリサイクル目的の循環資源の輸出入を把握する仕組みを構築すべきではないか。
- ・海外での回収・リサイクル体制を整備し、海外にある生産工場などで資源としてリサイクルすることも考えられるのではないか。
- ・再生資源の輸出には一定の品質基準義務付けや輸出数量、仕向地と相手先業者の報告の義務付け等により、中古や再生資源と称した実質的なゴミ輸出を防止すべきではないか。
- ・海外に輸出された後のことも視野に入れて、制度の検討を行うべきではないか。
- ・中古品として輸出される家電製品について、その処理に必要なリサイクル費用も含めて輸出先国に移転する仕組みにすることも輸出先国での適正処理を担保するための1つの方策ではないか。

11. 既存業者の活用

（再生資源業者の活用）

- ・家電リサイクル法の枠組みの中に法施行前からリサイクルを行ってきた再生資源業者を位置付けるべきではないか。
- ・前払い制度にした場合にも、適正にリサイクルを行った既存リサイクル業者に料金が渡るようなシステムとすべきではないか。
- ・リサイクル料金を前払いにする場合は、透明性を含めて消費者への説明責任を果たす必要が大きい。その一方で、メーカールート以外の処理に対して前払いで回収したリサイクル料金を支出することは、絶対にすべきではないのではないか。
- ・他のリサイクル制度との比較検証等により、再生資源業者の活用策について検討すべきではないか。
- ・大阪方式は大阪が大都市で人口密集地帯であるという特殊な地理的要因を前提として成り立っており、全国的な普遍性はないのではないか。

（処理内容）

- ・大阪方式など、安い料金でリサイクルを行っている既存事業者はどのようなリサイクルを行っているのか、実態を把握すべきではないか。例えば、フロン回収等を適正に行っているのか。
- ・大阪方式のリサイクル率について、家電リサイクル法ルートに基づく製造業者のものと比較できるよう、算出方法を見直した上で数字を出すべきではないか。

(コスト)

- ・大阪方式について、きちんと処理基準を守ってメーカーより安い料金でリサイクルできているのか。
- ・メーカーは、大阪方式と異なり、全国レベルで引取り・リサイクルの義務を果たすためのコストが必要であり、人口稠密地域で大阪方式を推進することはメーカー方式の高コストをもたらすことになるのではないか。
- ・メーカーとそれ以外の業者のリサイクルの内容とコストについて情報を公開し、検討できる状態にすべきではないか。
- ・「安ければよい」はリサイクルでは通用しないのではないか。

(環境配慮設計との関係等)

- ・環境配慮設計を促進する観点から、メーカー責任で処理することとなっている拡大生産者責任の考え方を踏まえて対応すべきではないか。
- ・大阪方式については、法制定時に整理された、メーカー責任で処理するという趣旨と矛盾しないように留意して検討すべきではないか。
- ・大阪方式について、環境配慮設計等に向けた取組との関係でどのように考えるべきか。
- ・自治体が大阪方式を推進するのであれば、市町村責任に戻すべきではないか。
- ・大阪方式については、もともと市町村にとって処理困難な廃家電をメーカーが適切に処理するという法律の趣旨を踏まえて検討すべきではないか。

12. 家電リサイクル券

- ・リサイクル券の記載事項の簡素化等運用上の見直しを行うべきではないか。
- ・家電リサイクル券システムが制度のインフラとして大変うまく機能していることにより、円滑に制度が施行されているのではないか。
- ・家電リサイクル券について、消費者の認知が低く、有効に働いていないのではないか。
- ・家電リサイクル券を郵便局だけでなく市役所や公民館、コンビニエンスストアなどでも扱うようにしてはどうか。
- ・全ての郵便局で家電リサイクル券を扱うようにすべきではないか。
- ・リサイクル券にハガキをつけるなど、リサイクルしたことを直接消費者に知

らせるシステムを検討すべきではないか。

13. その他

- ・ 静脈産業の健全な育成が大事であり、動脈とは分けて競争すべきではないか。
- ・ 景気の回復とともにこれまでにない規模の廃家電が生じる可能性があり、処理体制を万全にすべきではないか。
- ・ 資源価格が高騰しており、可能な限り有用資源を回収すべきではないか。
- ・ 消費者の立場では、安い方がよいことは事実だが、リサイクルの場合は、きちんと内容を説明し、料金設定の透明性を高めるべきではないか。
- ・ 家電リサイクル法制定により浮いた市町村の費用はどのように住民に還元されているのか。
- ・ 5年間で社会に定着した制度を変更するには明確な理由が必要ではないか。
- ・ 希少金属の有効利用や有害物質対策が家電リサイクル法に位置付けられていないのであれば、J-MOSS制度とのブリッジ規定程度の整合性を見つける必要があるのではないか。
- ・ エアコン工事業者や通信販売により委託を受けた宅配業者が廃棄物処理法の許可なく廃家電を引き取ることをできるよう検討できないか。
- ・ 家電リサイクル法のルートでの回収率に関して、目標値があってもいいのではないか。